

荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント実施 業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

荒尾干潟は国内有数の渡り鳥の飛来地であり、平成24年に国指定鳥獣保護区及び同特別保護区に指定されるとともに、国際的に重要な干潟としてラムサール条約湿地に登録された。登録後、荒尾干潟のワイズユース（賢明な利用）の推進に必要な利用拠点施設の建設を地元、市及び市議会から環境省に要望。環境省では、平成25年度に「利用拠点施設基本構想」を策定し、平成27年に荒尾干潟における水鳥・湿地センター整備に係る基本計画及び基本設計を策定した。平成28年度から平成29年度にかけて建築実施設計及び展示実施設計を完了し、平成30年10月に建築工事を着工。令和元年8月10日（土）の開館を予定している。

本施設は荒尾干潟に飛来する渡り鳥や干潟に生息する生きものなどを展示物で紹介し、本市の重要な自然環境である荒尾干潟の周知を図り、干潟の調査・研究を併せて行う。また、施設を拠点に観光客や各種団体が、干潟を活用したイベント等を体験することで、交流人口の拡大及び環境教育の推進を図る重要な施設である。

そのため、施設の開館に当たっては記念式典に国（環境省）や県、有識者、関係団体代表を案内し大々的に実施することで更なる周知拡大を図る。また、施設の周知は開館前にも十分行い、施設の活用を促すものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント実施業務

(2) 業務内容

別紙「荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント実施業務基本仕様書」のとおりとする。なお、この基本仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和元年9月10日（火）まで

(4) 契約上限価格（予定価格）

3,400,000円

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式による。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。なお、提案書提出要請通知書（様式第2号）の発送後に、荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（以下「要綱」という。）第13条第1項に該当することとなった者は、当該提案参加資格を取り消す。

(1) 要綱第5条第1項第1号から第7号までの規定を満たすこと。

(2) 過去5年間に官公庁並びに自治体又はそれに準ずる団体及び民間企業において、開館に関連するイベントの運営実績が3件以上あること。

(3) 地域特性の精通度を重要とし、事業者の主たる営業所が熊本県内にあること。

4 受託者選定の手続

(1) 一次審査及び二次審査の実施

参加事業者が4者を超える場合は、一次審査（書類審査）を行い、上位4者について二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。なお、参加事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日など、荒尾市の休日を定める条例に規定する市の休日には、受付等を行わない。

【表 1】 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和元年5月16日(木)
2	参加表明書(要綱様式第1号)の受付	令和元年5月16日(木)から 令和元年5月28日(火)まで
3	実施要領等に関する質疑の受付	令和元年5月16日(木)から 令和元年5月24日(金)まで
4	参加資格の確認及び一次審査(書類審査)	令和元年5月下旬予定
5	提案書提出要請通知書(要綱様式第2号)の発送	令和元年5月30日(木)予定
6	提案書の提出意思確認書(要綱様式第4号)の提出期限	令和元年6月17日(月)まで
7	提案書(要綱様式第3号)等の提出期限	令和元年6月17日(月)まで
8	二次審査(プレゼンテーション審査)	令和元年6月下旬予定
9	採用(最優秀提案事業者)及び不採用の決定通知(要綱様式第7号及び第8号)並びに契約の締結	令和元年6月下旬予定

なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合があります。

(3) 評価委員会の設置

受託者の選定に当たり、「荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント実施業務委託事業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)」を設置する。

5 参加表明手続

参加表明する者は、参加表明書(様式第1号)とともに「3 参加資格」を証明する書類を提出し、審査を受けるものとする。

(1) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は参加表明書の提出期限日とする。

(2) 参加表明書及び添付書類(以下「参加表明書類」という。)の構成

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 会社概要書(様式第1号-1)

- ウ 業務実績書（様式第1号-2）
 - ・「3 参加資格」（2）を満たすことが判断できるもの（契約書等の写しなど）を添付すること。
- エ 業務実施体制書（様式第1号-3）
- オ 商業・法人登記にかかる履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のものに限る。写し可）
- カ 納税証明書（参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、最新の事業年度の国税及び地方税の滞納がないことを示すもの）
 - ・荒尾市以外の熊本県内に営業所等がある場合（2種類）
 - ① 国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明（写し可）
【様式その3の3で可】
 - ② 熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）及びその他県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】
 - ・荒尾市内に営業所等がある場合（3種類）
 - ① 国税、法人税又は所得税並びに消費税の未納のない証明（写し可）
【様式その3の3で可】
 - ② 熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）及びその他県税の未納のない証明（写し可）【様式その6で可】
 - ③ 法人とその代表者の全ての市税（未納のない証明、原本）
- キ 誓約書（様式第1号-4-1）及び役員名簿（様式第1号-4-2）
- ク 最新の決算書

（3）参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本7部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、上から（2）のア～クの順につづり込み、表紙及び背表紙に業務名称及び提出業者名を記載すること。

ア 受付期間

・令和元年5月16日（木）から令和元年5月28日（火）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 提出場所

・荒尾市市民環境部環境保全課環境企画調査係

6 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

- ・令和元年5月16日（木）から令和元年5月24日（金）までとする。

イ 質疑の方法

- ・本業務について質疑のある者は、書面にて荒尾市市民環境部環境保全課環境企画調査係の電子メールアドレス宛（kanpo@city.arao.lg.jp）に送信すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。送信に当たっては、表題を「荒尾干潟水鳥・湿地センター開館記念イベント実施業務委託についての質疑」とし、文書の宛先は「荒尾市長」とする。様式はA4横で右側に回答付とし、ファイル形式はMicrosoft Excel 又は Word とする。
- ・質疑受付期限は電子メールの着信日時とし、受理しているかどうかの判断は荒尾市市民環境部環境保全課環境企画調査係が行うものとする。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答期限

- ・令和元年5月27日（月）までを目途に回答する。

イ 回答方法

- ・質疑に対する回答は、回答期限までに荒尾市ホームページにおいて回答（公開）する。ただし、本業務に関係のある質疑にのみ回答し、全ての質疑に回答するものではない。

7 一次審査（書類審査）の実施

参加事業者数が4者を超える場合は事務局（環境保全課環境企画調査係）で基本要件に関する書類審査を行う。

(1) 審査予定時期

令和元年5月下旬予定

(2) 評価方法

表2の基準に基づき、提出書類の内容を評価する。下位が同点により複数あった場合は、業務実績書（様式第1号-2）の内容を重視する。なお、評価について、内容の確認が必要な場合は、提案者に個別に質問する場合がある。

表2 一次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実績	類似する業務実績をどの程度有しているか。 ① 企業の業務実績数（過去5年間） ② ①のうち、官公庁及び自治体の業務実績数	20点 (うち①10点、 ②10点)

8 提案書の提出要請及び提案意思の確認

(1) 提案書の提出要請

参加資格の確認及び一次審査の結果に基づき、提案書の提出を要請する事業者を選定し、令和元年5月下旬頃（5月30日（木）予定）に提案書提出要請通知書（様式第2号）を発送する。通知のなかった者は、提案書の提出はできないものとする。

(2) 提案意思確認書

提案書提出要請通知書（様式第2号）を受けた者は、提案書の提出意思にかかわらず、提案書の提出意思確認書（様式第4号）を提出すること。

ア 受付期間

- ・令和元年6月17日（月）を予定。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 提出場所

- ・荒尾市市民環境部環境保全課環境企画調査係

9 提案書の提出

(1) 提案書の構成

提出意思確認書（要綱様式第4号）を提出した者は、必ず提案書（要綱様式第3号）と次の添付書類を提出すること。なお、添付書類には、提出者である企業等の名称を記載しないこと。

ア 提案事項（任意様式、企業名等の記載がないもの）

※提案事項の作成に当たっては、任意様式にて、仕様書に定める業務内容を提案すること。

イ 業務工程表（任意様式、企業名等の記載がないもの）

ウ 見積書（任意様式、消費税抜き）

- ・見積書は業務委託料の総額を記入すること。

- ・見積書は1部作成し、次の事項を記載した長形3号の封筒に密封して提出すること。

- ① 業務名称
- ② 提出者の所在地・名称・代表者名・代表者印
- ③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

(2) 提案書の提出等

提出書の提出は次のとおりとする。

ア 提出期限

- ・令和元年6月17日（月）を予定。
- ・市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

- ・荒尾市市民環境部環境企画調査係

ウ 提出部数

- ・正本1部、副本7部（見積書については1部とする。）

エ 提出書類

- ・提案書（様式第3号）を表紙とし、(1)のア、イの順につづり込み提出すること。また、ウについては、別紙にて提出すること。

オ 提出方法

- ・持参又は郵送とする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

10 二次審査（プレゼンテーション）の実施

提案書の内容等について明確にするため、プレゼンテーションを実施する。

日時等は次のとおりとする。

(1) 日時及び場所等

日時は令和元年6月下旬とし、日時・場所は改めて連絡する。

(2) 参加人数

1者当たりの参加人数は4人までとし、提案書にて届け出た統括責任者は必ず参加しなければならない。

(3) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づいて行うこと。

(4) プレゼンテーションに要する時間

おおむね30分程度（発表を20分、質疑時間を10分）とする。ただし、参加者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(5) プレゼンテーションに要する機材

参加者にて全て準備すること。スクリーンとプロジェクターは本市で準備できるので必要な場合は事前に申し出ること。

1.1 最優秀提案事業者の選定等

(1) 審査及び最優秀提案事業者選定方法

評価委員会による審査は提案内容を評価する。

評価委員会は、表3に基づく技術提案の評価により、順位付けを行う。荒尾市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、評価委員会の審査結果及び順位付けを基に、最優秀提案事業者の候補者を特定する。ただし、評価点数が低い場合は、見送ることがある。なお、二次審査が1者の場合でも評価委員会による審査は行い、審査会において特定する。

表3 技術提案の評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点
業務実績	類似業務実績の内容	10
施行能力	① 計画的な業務遂行 ② イベント日程の調整	30 (うち①15点、②15点)
企画力	① コンセプト・プラン (企画・内容を評価) ② プログラム ③ 情報発信・広報周知	60 (各20点)

審査会は評価委員会の評価を基に審査を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。なお、参加者の評価点数が同点となった場合は、「表3企画力」の合計点数が高い参加者を上位とし、「表3企画力」の合計点が高くない場合は、審査会会長が上位の参加者を決定する。

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術提案合計点} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 20}{\text{参加者の見積額}}$$

市長は、審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

市は最優秀提案事業者と契約交渉を行う。最優秀提案事業者が辞退した場合や交渉が決裂した場合などは、次点の提案事業者と交渉を行う。

(3) 審査結果等の通知及び公表

市は、最優秀提案事業者が決定したら、業務等の概要と最優秀提案事業者の所在地並びに商号又は名称及び代表者氏名を公表する。契約締結後、その他契約金額、審査概要その他必要な事項を公表する。(一次審査結果は公表しない。)なお、電話による問い合わせには応じない。

1 2 その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。また、最優秀提案事業者が契約に至らなかった場合、一切の補償等を行わないものとする。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書が無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 著作権

参加者が提出した提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が事業者選定の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

【事務局（問い合わせ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市市民環境部環境保全課環境企画調査係
住所 〒864-8686
熊本県荒尾市宮内出目390番地
電話番号 0968-63-1386
ファックス番号 0968-63-1376
電子メール kanpo@city.arao.lg.jp